

特定生産緑地（あきる野市）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように解除する。

番号	位 置	特定生産緑地 の解除面積	備 考	図面番号
36-1	あきる野市草花字台下地内	約 0 m ²		1

「区域は指定図表示のとおり」